

2011 年 4 月 28 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「金融資産と金融負債の相殺」に対するコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の努力に敬意を表するとともに、公開草案「金融資産と金融負債の相殺」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、国際財務報告基準（IFRSs）又は米国財務会計基準（USGAAP）に従って作成された財政状態計算書間の量的相違の最大の原因となっている金融資産と金融負債の相殺の会計処理について共通のアプローチを開発するという IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の努力を歓迎する。

我々は、本公開草案第 6 項で示している相殺要件に当てはまる場合には、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺して、財政状態計算書に純額表示しなければならないとする本公開草案を支持する。

また、本公開草案が提案している「相殺の権利及びそれに関連した企業の金融資産及び金融負債に関する取決め（担保契約など）についての情報」の開示を求めることに同意する。

ただし、提案されているような開示を行うためのコストを、それから得られるベネフィットが十分上回っているかどうかについて、特に財務諸表作成者からの懸念が強いため、開示を行うためのコストとベネフィットについての十分な検証が済んでいないのであれば、財務諸表利用者と財務諸表作成者から本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、必要があれば本公開草案を修正することを我々は提案する。

2. 各質問に対するコメント

本公開草案に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問 1

本提案では、企業が金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利を有し、かつ、次のいずれかを意図している場合に、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺することを企業に要求することとなる。

- (a) その金融資産と金融負債を純額で決済する。又は
- (b) その金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行う。

この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような要件を提案するか。その理由は何か。

質問 2

金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合にのみ、相殺しなければならないと提案されている。本提案は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利とは、すべての状況において強制可能（すなわち、通常の事業の過程においても、取引相手先の債務不履行、支払不能又は破産の場合にいても強制可能）であり、かつ、行使可能かどうか将来の事象に左右されないものであると明示している。この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。

質問 3

本提案では、相殺の要件を満たす相殺契約（双務的なものと多元的なものの両方）について相殺を要求することとなる。相殺の要件は相殺契約のうち双務的なものと多元的なものの両方に適用すべきであることに同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。多元的な相殺の権利が存在するかもしれない一般的な状況としては、どのようなものがあるか。

（質問 1）

1. 本提案の要求事項に該当する場合には、相殺することを企業に要求している、本公開草案に同意する。
2. 比較可能性を確保するためにも、相殺要件を満たした場合には、会計方針の選択と

して相殺を許容するのではなく、相殺を強制している本公開草案に同意する。

3. 同時の総額の決済は、純額決済の場合と比較すると「単一の純額の金融資産又は金融負債」の特徴を有していないとも考えられるが、たとえ純額決済の意思があったとしてもシステムを理由に困難な場合もあることを考慮すると、同時の総額の決済も相殺の要件とすることに一定の理由が認められる。本公開草案が定めているとおり、「同時」の解釈について厳格に運用されることを前提に本公開草案に同意する。
4. また、たとえ相殺が可能であっても、意図がない場合には、相殺の権利行使がなされず、企業の晒されているリスクや将来のキャッシュ・フローを的確に表さないことが考えられるので、相殺の意図を要件とすることに同意する。

(質問 2)

5. 金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合にのみ、相殺しなければならないとする本提案に同意する。
6. 本公開草案が提示している相殺要件（純額決済ができる権利と純額又は同時の総額の決済の意思を有している）を満たしているのであれば、貸借対照表日時点において、企業は、金融資産と金融負債に関する権利及び義務に基づいて、実質上、純額に対しての権利又は義務しか有していないと考えられることから、本公開草案にあるように、将来の正味キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報を提供する観点からは、純額表示が好ましいと考えられる。
7. マスター・ネットィング契約が規定している金融資産と金融負債の純額決済は、債務不履行などの事象が生じた場合にのみ強制されるものであるから、そのような事象が生じていない貸借対照表日時点において、企業が実質上、純額に対して権利又は義務を有していると主張することは難しい。このため、将来の正味キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報を提供する観点からは、マスター・ネットィング契約の存在を理由に、相殺表示を企業に積極的に要求すべきではない。

(質問 3)

8. 相殺のカウンターパーティーの数は、二者間に限定することなく、多元的な場合にも相殺を認めるとする本公開草案に原則同意する。
9. 多元的な相殺は例外的である可能性が高いが、法的に強制可能であることを含めて、その取引について他の要件がすべて満たされている場合には、多元的なネットィン

グの取決めを相殺の範囲から除外する根拠はないと考えられる。しかしながら、多元的であることと同時総額の決済は、いずれも例外的な場合であることを踏まえると、多元的かつ同時総額の決済の場合にまで、相殺表示を認めることは、そのニーズを含めて再度検討して頂きたい。

質問 4

第 11 項から第 15 項の開示要求案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。

(質問 4)

10. 公開草案が提案している「相殺の権利及びそれに関連した企業の金融資産及び金融負債に関する取決め（担保契約など）についての情報」の開示を求めることに同意する。
11. これは、マスター・ネットティング契約がある場合等に、それに関連する情報を開示することは、企業の信用リスクに対する正味エクスポージャーの把握に役立つので、本公開草案が提案しているように、企業の正味信用リスク・エクスポージャーの情報を補完する注記として有用であると考えられるからである。
12. 財務諸表利用者からも、本公開草案にあるように、金融資産と金融負債の正味信用リスク・エクスポージャーを表形式で定量的に開示することに賛成があった。ただし、開示される金融商品の内訳については、デリバティブ契約とレポ契約を区分する必要があると、指摘があった。
13. 一方財務諸表作成者からは、本公開草案が提案している開示に係るコストが大きいとの指摘があった。
14. 本公開草案は、特にマスター・ネットティング契約の対象になっているデリバティブ取引及びレポ取引以外の通常の預金や貸付金も開示の対象になると考えられることから、開示することのコストとベネフィットについて十分な検証が済んでいないのであれば、財務諸表利用者と財務諸表作成者から本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、必要があれば本公開草案を修正することを我々は提案する。

質問 5

(a) 付録 A の経過措置案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。

(b) 開示要求案を適用するために企業が合理的に必要とする期間の見積りを示していただきたい。

(質問 5)

15. 公開草案が提案しているように、比較可能性を確保するため、すべての比較対応期間について遡及適用を求めることに同意する。

* * * * *

我々のコメントが、今後の IASB の議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長